

組合員と事業所に雇用されている組合員の家族が対象です

コロナで働けなくなった・・・

# 傷病手当金を支給

中央建設国民健康保険にご加入の皆様へ

中央建設国民健康保険組合（千葉土建で加入している健康保険）では、新型コロナウイルス感染症の影響によって、「コロナウイルスに感染し休業した」または「コロナウイルスの感染疑いで休業した」組合員と事業所に雇用されている組合員の家族（給与収入者）を対象に、コロナウイルスに特化した傷病手当金を支給します。

## 給与の2/3給付

1年6カ月を限度に

対象は・・・ ※1・2・3

法人・個人事業所に雇用されている

組合員（法人役員含む）

上記世帯に属する家族被保険者

（給与収入者）

## 日額8000円給付

45日を限度に

対象は・・・ ※1・3

個人事業主

一人親方

※1) 2019年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服する事が出来ない期間が支給対象。

※2) 組合員が労務に服することが出来なくなった日から3日間は日額8000円を支給。（家族は対象外）

※3) 医師による労務不能である証明が必須。事業主の証明等（個人事業主・一人親方除く）も必要です。

対象かも？ 詳しくは千葉土建へご相談下さい